

復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

		連 事 年	結 業 度	法人名	()		
各 連 結 法 人 に お け る 期 間 の 結 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「54の①」)	26	円	
	調整前連結税額の個別帰属額 $(29) \times \frac{(1)}{(26)}$	2		機械等の取得をした各連結法人の 個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	27		
	取得価額の合計額 (別表六の二(二十五)付表「10」の合計)	3		繰越税額控除限度超過額を有する 各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	28		
	同上のうち10%又は6%適用 資産の取得価額の合計額	4		調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)	29		
	同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額	5		結 算 前 連 結 税 額 基 準 額 $(29) \times \frac{20}{100}$	30		
	(4)の資産以外の資産 の取得価額の合計額 (3) - (4)	6		当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(14)の合計)	31		
	同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額	7		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の㉗」)	32		
	税 額 控 除 限 度 額 の 計 算 $((4) - (5)) \times \frac{10}{100} + (5) \times \frac{6}{100}$	8		当 期 税 額 控 除 額 の 合 計 額 (31) - (32)	33		
	$((6) - (7)) \times \frac{15}{100} + (7) \times \frac{8}{100}$	9		結 算 前 連 結 税 額 基 準 額 $(29) \times \frac{20}{100}$	34		
	税 額 控 除 限 度 額 (8) + (9)	10		結 算 前 連 結 税 額 基 準 額 の 残 額 (34) 又は ((34) - (31))	35		
	法 人 税 額 基 準 額 $(30) \times \frac{(1)}{(27)}$	11		繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(49)の①の合計)	36		
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	12		繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(49)の②の合計)	37		
	法 人 税 額 基 準 額 (11)と(12)のうち少ない金額)	13		繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(49)の③の合計)	38		
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (10)と(13)のうち少ない金額)	14		繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(49)の④の合計)	39		
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(32) \times \frac{(14)}{(31)}$	15		合 計	40		
	当 期 税 額 控 除 額 (14) - (15)	16		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)付表「2の㉘」)	41		
	繰越税額控除限度超過額 (48の計)	17		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)付表「2の㉙」)	42		
	法 人 税 額 基 準 額 $(35) \times \frac{(1)}{(28)}$	18		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)付表「2の㉚」)	43		
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	19		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)付表「2の㉛」)	44		
	個 別 帰 属 額 基 準 額 の 残 額 (19) 又は ((19) - (14))	20		合 計	45		
	法 人 税 額 基 準 額 (18)と(20)のうち少ない金額)	21		当 期 繰 越 税 額 控 除 額 の 合 計 額 (40) - (45)	46		
	当 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 (17)と(21)のうち少ない金額)	22		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (33) + (46)	47		
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(41) \times \frac{(49)の①}{(36)} + (42) \times \frac{(49)の②}{(37)}$ $+ (43) \times \frac{(49)の③}{(38)} + (44) \times \frac{(49)の④}{(39)}$	23		各 税 額 控 除 限 度 額 の 合 計 額			
	当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (22) - (23)	24		連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	前 期 繰 越 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額	当 期 控 除 可 能 額	翌 期 繰 越 額 (48) - (49)
	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (16) + (24)	25		①	48	49	50
			②	円	円	外 円	
			③			外	
			④			外	
			計		(22)		
			当 期 分	(10)	(14)	外	
			合 計				